

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成25年
6月21日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(四件)(厚政課).....一
- 救急病院の認定(地域医療推進室).....三
- 解除予定保安林(秋市)(森林整備課).....三
- 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課).....三
- 公告
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....四
- 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報(畜産振興課).....四
- 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
- 岩国都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課).....五
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....五

山口県告示第二百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎



山口県告示第二百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人健仁 会	山陽小野田市 日の出三丁目 七番二号	介護老人保健 施設あさ紫苑	山陽小野田市 桜一丁目三番 一号	訪問 介護予 防 リハビリ テーション シヨ	平成二五、 二、二八
株式会社マ スコーパー レィ シヨ	光市浅江二丁 目三番二〇号	さくら・介 護ステーション	周南市大字樋 口六〇五の一 号	訪問介 護	平成二五、 四、一
株式会社Y I Cトラスト	宇部市大字妻 崎開作一〇一 四の三	希望苑デイ サービスセン ター	宇部市大字妻 崎開作一〇一 四の三	通所介 護	"
山陽メデイカ ルケア株式会 社	山口市小郡下 郷一二五六の 九	ライフケアデ ィサービスは ぎ	萩市大字椿東 三二九四二の一 号	"	"
株式会社春の 家	防府市大字浜 方四八の二一	まなび処あそ び衛	防府市大字浜 方四八の二一	"	平成二四、 九、"

有限会社真心
熊毛郡田布施
大字下田布
施六五〇の一

デイサービス
はあーとの樹

熊毛郡田布施
中央南の一

〇

リハビリ介護
ひだまりデイ
サービスセン
ター

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

山口県告示第二百四十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

居宅介護支援事業者
主たる事務所
の所在地

社会福祉法人青
藍会
山口市吉敷中東
一丁目一番二号

青藍会在宅支援
センターハート
ホーム宮野指定
居宅介護支援事
業所

株式会社春の家
防府市大字浜方
四八の二一

山口県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

介護予防事業者
氏名又は名
称

住所又は主
たる事務所
の所在地

介護予防事業所
名
称
所在地
事業の
種類
指定年月日

株式会社マス
目三番二〇号

光市浅江二丁
目三番二〇号

さくら・介護
ステーション

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

〇
大字下田布
施六五〇の一

山口県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

地域包括支援センター
主たる事務所
の所在地

社会福祉法人博
愛会
宇部市大字西岐
波二二九の一〇

宇部市東部第二
地域包括支援セ
ンター

宇部市東部第一
地域包括支援セ
ンター

宇部市東部第一
地域包括支援セ
ンター

宇部市東部第一
地域包括支援セ
ンター

医療法人和同会	大字際波 字東河田二八七 の一	宇部市西部第一 地域包括支援セ ンター	大字際波 字東河田二八七 の一	"	"
社会福祉法人神 原苑	神原町二 丁目一番二二二 号	宇部市中部第二 地域包括支援セ ンター	若松町八 番三号	"	"
社会福祉法人む べの里	大字東須 恵字大浴三二〇 の一	宇部市中部第一 地域包括支援セ ンター	開一丁目 六番二一 号	"	"
医療法人博愛会	上町一丁 目四番一 号	宇部市西部第二 地域包括支援セ ンター	大字妻崎 開作四七〇の三	"	"

山口県告示第二百四十六号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ
り、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十五年六月二十一日

名	称	所	在	地	認定が効力を有する期限
医療法人緑山会	下松中	下松市古川町三丁目一番一 号	山口県知事	山本 繁太郎	平成二八、五、一一

山口県告示第二百四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保
安林の指定を次のとおり解除する予定である。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 解除予定保安林の所在場所
萩市大字椿東字馬ノ鞍七〇五の三(次の図に示す部分に限る。)、大井字大渡八〇
七の一三から八〇七の一六まで(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
魚つき
- 三 解除の理由
道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産
部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百四十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の五第一項の規定によ
り、周南県営住宅新築工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模
及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経
営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 周南県営住宅新築工事
- (一) 工事場所 周南市扇町七番二
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積	戸 数
鉄筋コンクリート造	地上五階建	一、七二二平方メートル	四〇戸

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で
構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者である
こと。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の
規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事の
A等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規
定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成二十五年六月二十日までに国土交通大臣又は都道府県
知事が通知した法第二十七條の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のも
の(以下「総合評定値」という。)(の建築一式工事の数値が八百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成二十五年七月九日から同月十二日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十五年七月二十三日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課(電話〇八三一九三三三―八七〇)にすること。



(一八八) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。
変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十五年七月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活

課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

一 申請のあった年月日

平成二十五年五月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ライフキーパー山口

代表者の氏名 高尾久美恵

主たる事務所の所在地 山口市本町二丁目六番三八号

(一八九) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を交付した旨の通報がありました。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
三〇〇〇一五〇	C〇六七		その他	平成一四、六一六	宮城県	外	周南市大字巢山有限会社社鹿野ファーム
八三二八八〇	東平福		黒毛和種	平成一〇、六三	山口県	一級	美祿市伊佐町河原山口県農林総合技術センター
七〇六一一八	福美美			平成一五、六一			
一一二〇一九	高北浦			平成一〇、一六			
六二二四四	(全和黑原五一〇五)			平成一九、一〇			
一〇二〇〇七	五月晴			平成一九、一〇			
六四一八四	(全和黑一四五四二)						
一一二四六六	平成太一			平成二〇、一三			
四七四三一	(全和黑原五二九六)						
一一二四六八	美津安			平成二二、三〇			
四六四七六	(全和黑一四七六一)						
一一二四六五	翔龍			平成二二、三三			
〇七四九〇	(全和黑原五四三二)						

八二二五・一六 八二九八四	関茂勝 (全和黑原五四八〇)	"	二二、 七	"	"
二二七・一四	安清風 (全和黑原五四七九)	"	平成二二、 八、六	"	"
一〇二六・三二	勝春茂 (全和黑一四八〇七)	"	"	"	"
一〇〇二・四	生美治 (全和黑一四八七〇)	"	一〇、 二五	"	"
一三三・八二	菊平勝 (全和一子山黒一三三・八二)	"	平成二二、 八、二二	"	"
一三三・九八	白雪平 (全和一子山黒一三三・九八)	"	一〇、 一三	"	"
一四六・九二六	生高豊 (全和無八九)	無角和種	平成二二、 三、一三	二級	"
一五七・四七	秋幸	その他	平成二〇、 〇、二九	級外	"
一八七・九三	竜吉	"	三、 五	"	"
九〇七・九〇	喜富士	"	平成二二、 一、一六	"	萩市見島 多田一馬
一〇五・八一	福金	"	平成二〇、 五、二二	"	"
一〇〇・三一	大吉	"	平成二二、 六、一五	"	"
七八・二一五		"		"	山根和夫

(一九〇) 岩国都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画用途地域の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画用途地域
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(一九一) 岩国都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 都市計画の種類及び名称
岩国都市計画特別用途地区
- 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課

(一九二) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十五年六月二十一日

山口県知事 山本 繁太郎

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字末武上字山崎及び字東花岡
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市北斗町六番一〇号
株式会社社朋友商事

平成
二十五年
六月
二十一日
印刷
發行

發行
行人所

山口
県知事
庁